

## 相続税廃止の世界の 潮目と日本の選択

**相**続税は、多くの国で廃止に向かっています。スウェーデン、スイス、オーストリア、イタリア、ニュージーランド、オーストラリア、等々です。個人課税の重い国から軽い国に移住する富裕層囲い込みを目的とした租税戦略として相続税の廃止が考えられていた面もあります。

**し**かし、いまや近代をリードしてきた欧米先進国は歴史的な金融財政危機の渦中にあり、富裕層自身の中から富裕層への課税強化の必要が唱えられるようになりました。

**富**裕層課税強化では、スペインが富裕税を復活したという最近のニュースがあり、サルゴジ大統領が富裕税廃止を唱えていたフランスでも廃

止はなさそうで、これからは富裕税強化の時代なのかもしれません。しかし、富裕層への課税の最も一般的な定番は相続税です。

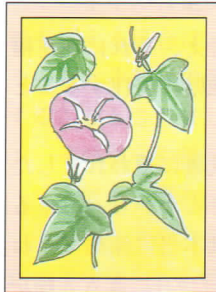
**世**界的に見て、相続税廃止の流れの潮目は変わっています。2010年にアメリカでは一時的に相続税が廃止されましたが、翌年から復活しています。カナダでは、相続税がないものの、財産移転時には所得税を課していますので、相続財産への実質的な課税は存在しています。フランスのサルゴジ大統領は相続税の廃止も唱えていましたが、今回落選しています。中国本土での相続税は、実施しても執行の困難さが大きいとして制度が見送られていますが、貧

富の差を解消するために相続税を実施することに賛成する意見が根強いようです。

**日**本の選択も、歴史的には、相続税の課税を軽減する流れの中にありましたが、ここに来て大きく方向転換しようとしています。平成23年度の税制改正案で実現できなかった、相続税の基礎控除を低くして課税対象を拡げ、税率もアップするという増税路線が再び、「社会保障・税一体改革案」の中に上程されています。世界の潮目の変化と軌を一にしています。

**さ**らに、個人課税強化への担保として、今年の税制改正で、海外逃避財産への情報申告制度が重い租税刑事罰の下に既に制度化されています。また、多国間租税条約に署名し、租税情報交換・租税徴収代行のための国内法の整備と批准の手続き中でもあります。これも世界の流れです。

季節は移り、今年も半年が過ぎ、夏になりました。夕涼みの季節、定番は浴衣姿です。浴衣姿といえば、団扇を持った麗人像、黒田清輝の「湖畔」が有名です。「借りて着る浴衣のなまじ似合ひけり 万太郎」  
6月の状況で所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、予定納税の減額申請をすることができます。7月17日まで。  
7日小暑、22日大暑。



年齢というものには元来意味はない。  
若い生活をしている者は若いし、  
老いた生活をしているものは老いている。

(作家 井上靖)

### 7月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○ 6月分源泉所得税の納付 (特例適用者は1~6月分の半年分)	10日	○ 6月分個人住民税特別徴収分の納付
○ 所得税の予定納税額の減額申請	17日	○ 5月決算法人の確定申告
○ 所得税の予定納税額第1期分納付	31日	○ 11月決算法人の中間(予定)申告
○ 5月決算法人の確定申告	"	
○ 11月決算法人の中間(予定)申告	"	
	(地方条例による)	○ 固定資産税 (都市計画税) の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。